

国際会議等の北海道開催の推進に係る各省庁連絡会議の設置について（改正案）

平成 20 年 7 月 29 日 各省庁連絡会議申合せ

平成 23 年 7 月 27 日 一部改正

令和 4 年 7 月 日 一部改正

（目的）

- 1 「国際会議等の北海道開催の推進について」（平成 20 年 7 月 4 日閣議了解）に基づき、北海道による国際会議等の誘致の取組強化に応じて政府として必要な支援を行っていくため、国際会議等の北海道開催の推進に係る各省庁連絡会議（以下「各省庁連絡会議」という。）を設置する。

（構成員）

- 2 各省庁連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

（各省庁連絡会議の主宰）

- 3 各省庁連絡会議は、国土交通省北海道局長が主宰する。

（各省庁連絡会議の庶務等）

- 4 各省庁連絡会議の庶務は、国土交通省北海道局参事官室が行う。
- 5 その他、各省庁連絡会議の運営に関し必要な事項は、各省庁連絡会議が定める。

(別紙)

国際会議等の北海道開催の推進に係る各省庁連絡会議構成員

内閣官房内閣参事官

内閣府大臣官房政策立案総括審議官

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁長官官房長

金融庁総合政策局国際総括官

消費者庁次長

デジタル庁審議官・次長（国際担当）

総務省大臣官房総括審議官

公害等調整委員会事務局次長

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房審議官

文部科学省国際統括官

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）

農林水産省大臣官房総括審議官

経済産業省地域経済産業グループ長

国土交通省北海道局長

環境省地球環境局長

防衛省大臣官房長

人事院事務総局総括審議官

会計検査院事務総長官房審議官